

# 福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編)

# 目次

本	編	1
震災対策編		26
雪害対策編		39
原子力災害対策編		45

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 福井県の概況</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 河川の現況</p> <p>本県には1級河川159、2級河川41の河川がある。水系列にみると1級河川は九頭竜川水系と北川水系に分けられ、2級河川は笙の川、耳川、南川など22水系に分けられる。</p> <p>(中略)</p> <p>北川水系は、水源を滋賀県北部山岳地帯に発し、10支川を合流して小浜市を横断し、若狭湾に注ぐ嶺南地方における最も大きな河川である。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="129 778 1093 879"> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="129 938 1093 1241"> <tr> <td>                     4. 電力関係機関                      北陸電力㈱（福井支店）                      関西電力㈱（原子力事業本部）                      （京都支店小浜営業所）                      電源開発㈱（九頭竜電力所）                      日本原子力発電㈱                      （敦賀発電所）                      国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      （敦賀事業本部）                 </td> <td>                     (1) 施設の整備と防災管理                      (2) 災害時における電力供給の確保                      (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧                 </td> </tr> </table> <p>(6)（略）</p> <p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 治水対策の推進</p> <p>(1) 河川改修事業</p> <p>足羽川などの大河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡</p>	(新設)		4. 電力関係機関 北陸電力㈱（福井支店） 関西電力㈱（原子力事業本部） （京都支店小浜営業所） 電源開発㈱（九頭竜電力所） 日本原子力発電㈱ （敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 （敦賀事業本部）	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 福井県の概況</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 河川の現況</p> <p>本県には1級河川160、2級河川41の河川がある。水系列にみると1級河川は九頭竜川水系と北川水系に分けられ、2級河川は笙の川、耳川、南川など22水系に分けられる。</p> <p>(中略)</p> <p>北川水系は、水源を滋賀県北部山岳地帯に発し、9支川を合流して小浜市を横断し、若狭湾に注ぐ嶺南地方における最も大きな河川である。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 778 2107 879"> <tr> <td>                     20. 国土地理院                      （北陸地方測量部）                 </td> <td>                     (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供                      (2) 地理情報システムの活用に関すること                      (3) 公共測量の技術的助言                 </td> </tr> </table> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 938 2107 1241"> <tr> <td>                     4. 電力関係機関                      北陸電力㈱（福井支店）                      関西電力㈱（原子力事業本部）                      （送配電カンパニー京都支社）                      電源開発㈱（九頭竜電力所）                      日本原子力発電㈱                      （敦賀発電所）                      国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      （敦賀事業本部）                 </td> <td>                     (1) 施設の整備と防災管理                      (2) 災害時における電力供給の確保                      (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧                 </td> </tr> </table> <p>(6)（略）</p> <p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 治水対策の推進</p> <p>(1) 河川改修事業</p> <p>足羽川などの大河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡</p>	20. 国土地理院 （北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言	4. 電力関係機関 北陸電力㈱（福井支店） 関西電力㈱（原子力事業本部） （送配電カンパニー京都支社） 電源開発㈱（九頭竜電力所） 日本原子力発電㈱ （敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 （敦賀事業本部）	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
(新設)									
4. 電力関係機関 北陸電力㈱（福井支店） 関西電力㈱（原子力事業本部） （京都支店小浜営業所） 電源開発㈱（九頭竜電力所） 日本原子力発電㈱ （敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 （敦賀事業本部）	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧								
20. 国土地理院 （北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言								
4. 電力関係機関 北陸電力㈱（福井支店） 関西電力㈱（原子力事業本部） （送配電カンパニー京都支社） 電源開発㈱（九頭竜電力所） 日本原子力発電㈱ （敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 （敦賀事業本部）	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>大および河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。 中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水河川としてポンプ場等の整備も併せて実施する。</p> <p>(2) 河川維持修繕事業 平常から河川を巡視して河川施設等の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、水制および根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。</p> <p>(3) 治水ダムの建設促進流域の市街化等により改修の困難な河川については、上流に洪水調節を目的としたダムを建設することとし、これらの調査の推進を図るとともに、九頭竜川水系吉野瀬川ダム、北川水系河内川ダム、九頭竜川水系足羽川ダムの早期完成を図る。</p> <p>第3～5 (略) 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水位情報の通知および周知を実施する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 (略) (5)～(6) (略) (7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準ならびに避難勧告等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(8) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(9)～(12) (略) 第7～第11 (略) 第2節 (略) 第3節 土砂災害予防計画</p>	<p>大および河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。 中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水河川としてポンプ場等の整備も併せて実施する。</p> <p>(2) 河川維持修繕事業 平常から河川を巡視して河川施設等の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、<u>しゅんせつ</u>、水制および根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。</p> <p>(3) 治水ダムの建設等促進 流域の市街化等により改修の困難な河川については、上流に洪水調節を目的としたダムを建設することとし、これらの調査の推進を図るとともに、九頭竜川水系吉野瀬川ダム、<u>北川水系河内川ダム</u>、九頭竜川水系足羽川ダムの早期完成<u>および九頭竜川上流ダム再生事業の推進</u>を図る。</p> <p>第3～5 (略) 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水位情報の通知および周知を実施する河川において、<u>想定最大規模降雨により</u>河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を<u>洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）</u>として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 (略) (5)～(6) (略) (7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準ならびに避難勧告等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直し<u>のほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。県、近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、避難勧告等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p> <p>(8) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布し、<u>講習会を実施する等、周知徹底を図るものとする。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(9)～(12) (略) 第7～第11 (略) 第2節 (略) 第3節 土砂災害予防計画</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1（略）</p> <p><b>第2 山地災害対策の推進</b>                      山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生するおそれのある保安林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶ危険性がある地域について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。</p> <p>第3～4（略）</p> <p>第5 警戒避難体制の整備                      (1)～(2)（略）                      (3) 避難勧告等の発令基準の設定                      市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 農業災害予防計画                      第1（略）                      第2 防災営農対策の推進                      各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立ならびに防災営農技術の確立および普及を図る。</p> <p>(1)～(2)（略）                      (新設)</p> <p>第6～7節（略）</p> <p>第8節                      県および市町は、所管施設のうちから、災害応急対策上の重要性、有効性等を鑑みて、防災上重要な建築物を指定する。                      これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。</p> <p>第9節～第14節</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p>	<p>第1（略）</p> <p><b>第2 山地災害対策の推進</b>                      山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生するおそれのある保安林で<u>について、その危害が直接人家または公共施設に及ぶ危険性がある地域について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する土砂の流出が直接人家または公共施設におよぶ危険性がある地区について、「山地災害危険地区」に指定し、住民に周知する。</u></p> <p>第3～4（略）</p> <p>第5 警戒避難体制の整備                      (1)～(2)（略）                      (3) 避難勧告等の発令基準の設定                      市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。<u>県および福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難勧告等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 農業災害予防計画                      第1（略）                      第2 防災営農対策の推進                      各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立ならびに防災営農技術の確立および普及を図るとともに、<u>農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。</u></p> <p>(1)～(2)（略）  <u>(3) 農業保険の加入促進</u>  <u>県は、農業者が自然災害による農作物や施設園芸用施設等への被害に対して自ら備える体制の構築を図るため、市町や農業共済組合、農業関係団体等と連携し、農業保険の加入を促進する。</u></p> <p>第6～7節（略）</p> <p>第8節                      県および市町は、所管施設のうちから、災害応急対策上の重要性、有効性等を鑑みて、<u>防災対策上重要な建築物（以下、重要施設）</u>を指定する。                      これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。<u>また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。</u></p> <p>第9節～第14節</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1～第2</p> <p>第3 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日常生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制 (1)～(2)（略） (3) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備 ① 多様な媒体の活用 災害時の円滑な防災活動の遂行と住民等に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。 （略） (4)～(7)（略）</p> <p>第6～第8（略）</p> <p>第16～第17節（略）</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2（略） 第3 協定締結機関との協定 (4)（新設）</p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。  (2)（略）</p>	<p>第1～第2</p> <p>第3 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日常生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の <b>72時間は対応可能な</b>非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制 (1)～(2)（略） (3) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備 ① 多様な媒体の活用 災害時の円滑な防災活動の遂行と住民等に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、<b>戸別受信機、一斉電話配信システム</b>、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。 （略） (4)～(7)（略）</p> <p>第6～第8（略）</p> <p>第16～第17節（略）</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2（略） 第3 協定締結機関との協定 (4)（略） <b>福井県テントシート工業組合と締結している「災害時における物資の調達等に関する協定書」</b> <b>丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害にかかる情報発信等に関する協定書」</b></p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<b>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</b>  (2)（略）</p>

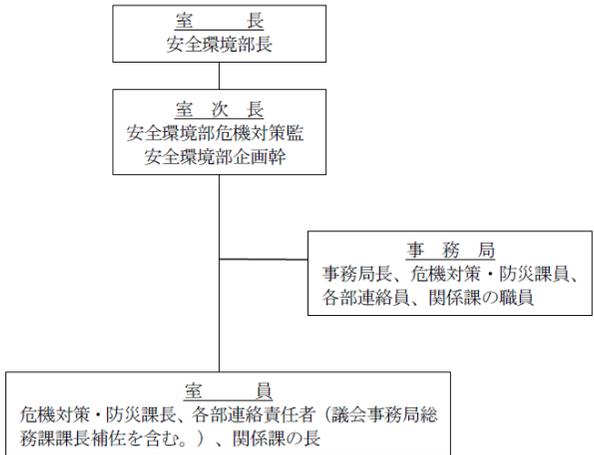
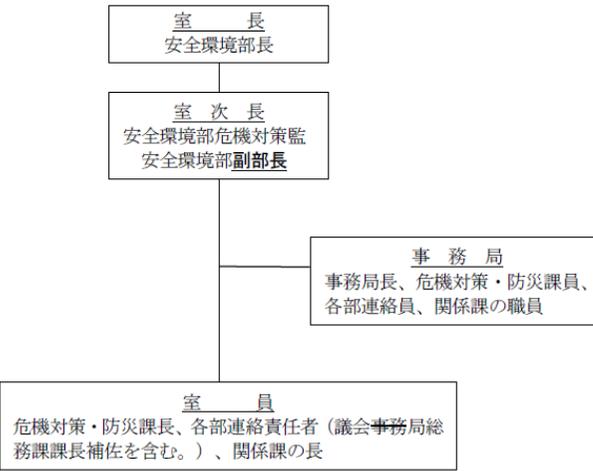
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(3) 学校における防災教育                      県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第2 1 節 自主防災組織等整備計画                      第1～第5（略）                      第6 事業所等における防災活動の推進                      (1)（略）                      (2) 県、市町の措置                      特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努めるものとする。                      また、県および市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。</p> <p>第2 2 節 要配慮者災害予防計画                      第1～第2（略）                      第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備                      避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。                      (略)                      その他、県および市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 防災知識の普及                      (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発                      県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。</p> <p>第6～第7（略）                      (新設)</p>	<p>(3) 学校における防災教育                      県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。<b>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</b>また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第2 1 節 自主防災組織等整備計画                      第1～第5（略）                      第6 事業所等における防災活動の推進                      (1)（略）                      (2) 県、市町の措置                      特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努めるものとする。                      また、県および市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。  <u>さらに、県は、商工会・商工会議所が市町と共同して事業者等の事業継続力強化を支援する取り組みを促すものとする。</u></p> <p>第2 2 節 要配慮者災害予防計画                      第1～第2（略）                      第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備                      避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。                      (略)                      その他、県および市町は、<u>訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第4（略）</p> <p>第5 防災知識の普及                      (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発                      県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。<b>市町は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</b></p> <p>第6～第7（略）  <b>第8 外国人に係る対策</b>                      (1) 防災知識の普及啓発  <u>県、市町および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。</u>                      (2) 外国人を含めた防災訓練等の実施  <u>県および市町は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第23節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動体制の整備</p> <p>県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 福井県災害対策連絡室の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織および業務内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p><u>また、県・市町・国際交流協会職員は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。</u></p> <p>(3) <u>通訳ボランティア等の育成・確保</u></p> <p>県、市町および福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。</p> <p>(4) <u>外国人相談体制の充実</u></p> <p>県、市町、福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。</p> <p>第23節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動体制の整備</p> <p>県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。<u>また、県および市町は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 福井県災害対策連絡室の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織および業務内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部<u>副部長</u>をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部<u>副部長</u>の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。</p> <p>③～⑥ (略)</p>

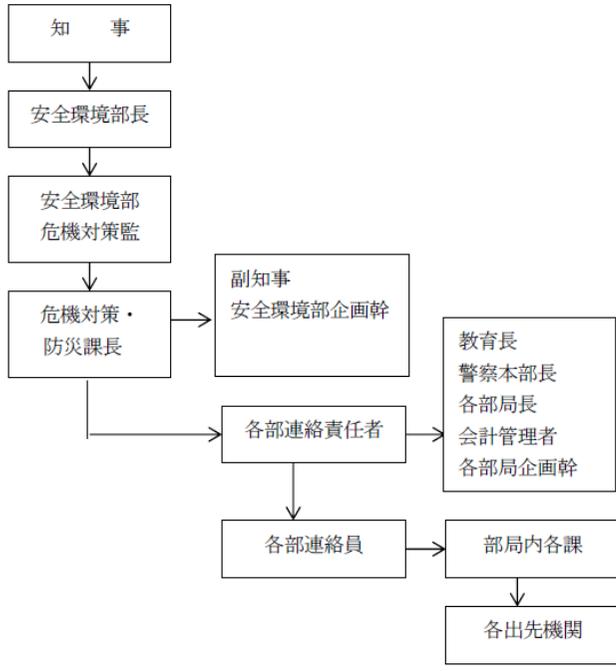
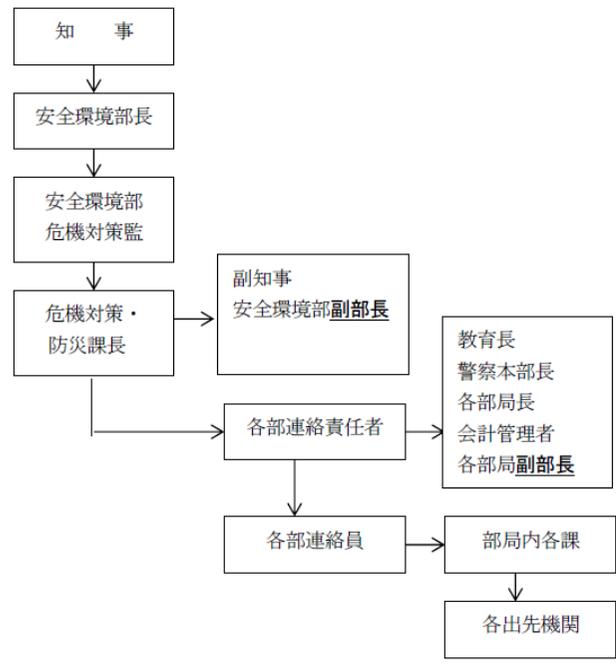
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑦災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。</p>  <p>(4) (略)</p> <p>(5) 設置の伝達等</p> <p>①勤務時間中における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達する。</p> <p>オ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 組織、事務分掌等</p> <p>③ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・地域鉄道対策監、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全</p>	<p>⑦災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。</p>  <p>(4) (略)</p> <p>(5) 設置の伝達等</p> <p>①勤務時間中における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部長および各部連絡員に伝達する。</p> <p>オ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 組織、事務分掌等</p> <p>③ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・地域鉄道対策監、安全環境部危機対策監、<u>国体推進局長</u>、会計管理者および警察本部長をもって充てる。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部副部長または安全</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																								
<p>環境部企画幹をもって充てる。</p> <p>④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部 長 名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部 長 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部 長</td> <td>農 林 水 産 部</td> <td>農 林 水 産 部 長</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 部</td> <td>総 合 政 策 部 長</td> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部 長</td> </tr> <tr> <td>安 全 環 境 部</td> <td>安 全 環 境 部 長</td> <td>会 計 部</td> <td>会 計 管 理 者</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>教 育 部</td> <td>教 育 長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>産 業 労 働 部 長</td> <td>警 察 部</td> <td>警 察 本 部 長</td> </tr> <tr> <td>観 光 営 業 部</td> <td>観 光 営 業 部 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。</p> <p>⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部で指定された者）、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長	土 木 部	土 木 部 長	安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	教 育 部	教 育 長	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長	観 光 営 業 部	観 光 営 業 部 長			<p>環境部副部長をもって充てる。</p> <p>④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部 長 名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部 長 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部 長</td> <td>農 林 水 産 部</td> <td>農 林 水 産 部 長</td> </tr> <tr> <td>地 域 戦 略 部</td> <td>地 域 戦 略 部 長</td> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部 長</td> </tr> <tr> <td>交 流 文 化 部</td> <td>交 流 文 化 部 長</td> <td>会 計 部</td> <td>会 計 管 理 者</td> </tr> <tr> <td>安 全 環 境 部</td> <td>安 全 環 境 部 長</td> <td>教 育 部</td> <td>教 育 長</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>警 察 部</td> <td>警 察 本 部 長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>産 業 労 働 部 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。</p> <p>⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局政策参事（<del>総務部および総合政策部においては、各部で指定された者</del>）、<del>国体推進局企画広報課課長補佐</del>、<u>会計局審査指導課課長補佐</u>および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	地 域 戦 略 部	地 域 戦 略 部 長	土 木 部	土 木 部 長	交 流 文 化 部	交 流 文 化 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者	安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	教 育 部	教 育 長	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長		
災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名																																																						
総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長																																																						
総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長	土 木 部	土 木 部 長																																																						
安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者																																																						
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	教 育 部	教 育 長																																																						
産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長																																																						
観 光 営 業 部	観 光 営 業 部 長																																																								
災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名																																																						
総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長																																																						
地 域 戦 略 部	地 域 戦 略 部 長	土 木 部	土 木 部 長																																																						
交 流 文 化 部	交 流 文 化 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者																																																						
安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	教 育 部	教 育 長																																																						
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長																																																						
産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長																																																								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 設置の伝達</p> <p>① 勤務時間中における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹および各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む）に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。</p> <p>③ 伝達系統</p> <p>災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。</p> 	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 設置の伝達</p> <p>① 勤務時間中における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長および各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長および各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む）に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。</p> <p>③ 伝達系統</p> <p>災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。</p> 

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(8) 職員の参集            ①～③ (略)            ④ 参集状況等の報告            各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告するものとする。</p> <p>(9) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 職務の代理            ① (略)            ② 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。            ③ (略)            ④ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。            ⑤ (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画            第1 (略)            第2 応援協力等の要請            (1) 市町 (略)            (2) 県            ①他機関との事前協議            ア～エ (略)            オ その他            (中略)            (新規)            ②～④ (略)            ⑤土木部            土木部は、福井県が管理する公共施設等に災害が発生し、またはそのおそれがある場合は、「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日）」に基づき、近畿地方整備局へ災害対策用資機材等および人員配置（リエゾン、TEC-FORCEを含む）の応援を要請するものとする。応援要請は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第3 (略)            第3節 (略)</p> <p>第4節 防災気象計画            第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表            (新設)</p>	<p>(8) 職員の参集            ①～③ (略)            ④ 参集状況等の報告            各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告するものとする。</p> <p>(9) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 職務の代理            ① (略)            ② 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会事務決裁規定（昭和50年5月31日福井県教育委員会訓令第4号）第5条の規定に準じて教育振興監がその職務を代理するものとする。            ③ (略)            ④ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の副部長が、また、副部長も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。            ⑤ (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画            第1 (略)            第2 応援協力等の要請            (1) 市町 (略)            (2) 県            ①他機関との事前協議            ア～エ (略)            オ その他            (中略)            ・福井県テントシート工業組合            ②～④ (略)            ⑤土木部            土木部は、福井県が管理する公共施設等に災害が発生し、またはそのおそれがある場合は、「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日）」に基づき、近畿地方整備局へ災害対策用資機材等および人員配置（リエゾン、TEC-FORCEを含む）の応援を要請するものとする。応援要請は近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭または電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第3 (略)            第3節 (略)</p> <p>第4節 防災気象計画            第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表            (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供            警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。            「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案			
(1) 特別警報・警報・注意報の概要				に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 (2) 特別警報・警報・注意報の概要			
特別警報	一般の 利用に 適合するもの	気象 特別警報	暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。	気象 特別警報	暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
			大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。		大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>
			波浪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。		波浪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
		高潮 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。	高潮 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。 <b>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>		
一般の 利		気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合
			大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。 <b>高年齢者の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>		大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。 <b>高年齢者の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>
		高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 (別表3)	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <b>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b> 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 (別表3)		



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p>(新設)</p> <p>(2) 気象情報                      気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>(新設)</p> <p>・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報                      気象の予報等について警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>・土砂災害警戒情報                      福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。</p>	<p>(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 233 1384 261">種 類</th> <th data-bbox="1384 233 2119 261">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 261 1384 549">大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> <td data-bbox="1384 261 2119 549">                     大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                      ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                      ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                      ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 549 1384 660">大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td data-bbox="1384 549 2119 660">                     短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 660 1384 916">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1384 660 2119 916">                     指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                      ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                      ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                      ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 気象情報                      気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>・早期注意情報(警報級の可能性)                      5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(嶺北、嶺南)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(福井県)で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報                      気象の予報等について、<b>特別警報</b>・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、<b>特別警報</b>・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>・土砂災害警戒情報                      福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が<b>更に</b>高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。<b>なお、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所についての情報提供を行う。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b></p>	種 類	概 要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
種 類	概 要								
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。								
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。								
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>・記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）に、福井県気象情報の一種として発表する。</p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>・指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表</p> <p>(1) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の種類および発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>① 九頭竜川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="129 837 1093 1316"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____</td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____</td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき _____</td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき _____</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 の 基 準	九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____	九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____	九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき _____	九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき _____	<p>・記録的短時間大雨情報 県内で<b>大雨警報発表中に</b>、数年に一度程度しか発生しないような<b>猛烈な</b>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）に、福井県気象情報の一種として発表する。</p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に<b>天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）</b>単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>・指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。<b>警戒レベル2～5に相当する。</b> (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表</p> <p>(1) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の種類および発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>① 九頭竜川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1164 837 2116 1316"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。<b>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</b></td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。<b>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b></td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。<b>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b></td> </tr> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。<b>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 の 基 準	九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <b>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</b>	九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <b>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>	九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <b>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>	九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。 <b>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>
種 類	発 表 の 基 準																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき _____																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき _____																				
種 類	発 表 の 基 準																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <b>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</b>																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <b>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <b>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>																				
九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。 <b>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>																				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>② 北川洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>北川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>北川氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき</td> </tr> <tr> <td>北川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	種 類	発 表 の 基 準	北川氾濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	北川氾濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	北川氾濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき	北川氾濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき	<p>② 北川洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>北川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>北川氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>北川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。<u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	種 類	発 表 の 基 準	北川氾濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	北川氾濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	北川氾濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	北川氾濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
種 類	発 表 の 基 準																				
北川氾濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																				
北川氾濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																				
北川氾濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき																				
北川氾濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき																				
種 類	発 表 の 基 準																				
北川氾濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																				
北川氾濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																				
北川氾濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																				
北川氾濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																				
<p>第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準等</p> <p>県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の対象河川、種類および発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>① (略)</p>	<p>第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準等</p> <p>県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の対象河川、種類および発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>① (略)</p>																				
<p>② 発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p>	種 類	発 表 の 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき	<p>② 発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。<u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p>	種 類	発 表 の 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
種 類	発 表 の 基 準																				
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき																				
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき																				
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき																				
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき																				
種 類	発 表 の 基 準																				
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																				
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																				
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																				
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																				

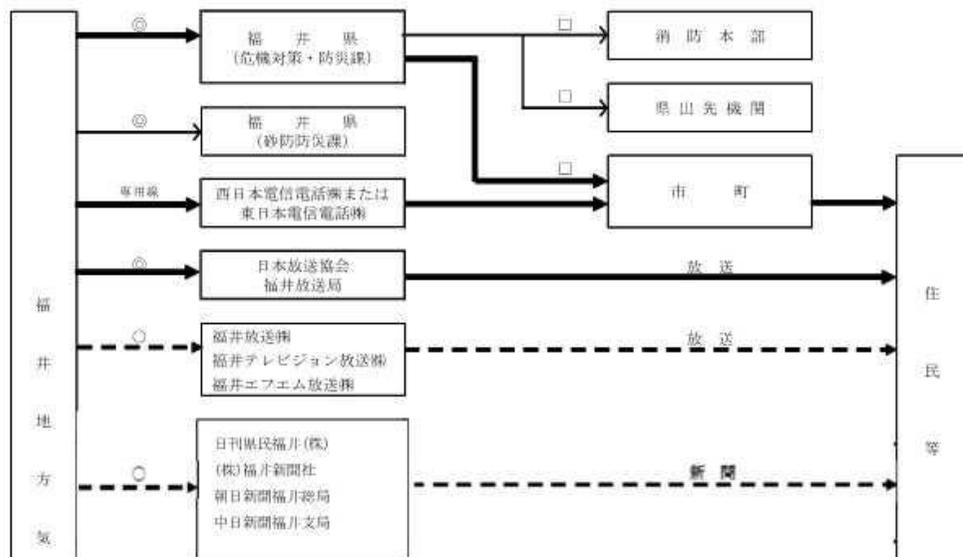
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																																																																																																																																
<p><b>第9 避難勧告等の助言</b>                      福井地方気象台は、市町から避難勧告等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p> <p>(別表1) 気象特別警報の指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨</td> <td>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、<u>共に府県程度の広がり</u>の範囲内で50格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合                      ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、<u>共に府県程度の広がり</u>の範囲内で10格子以上出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>台風等</td> <td>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>雨に関する各市町の50年に一度の値一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>48時間降水量 (mm)</th> <th>3時間降水量 (mm)</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井市</td><td>322</td><td>130</td><td>210</td></tr> <tr><td>あわら市</td><td>332</td><td>132</td><td>211</td></tr> <tr><td>坂井市</td><td>328</td><td>130</td><td>207</td></tr> <tr><td>永平寺町</td><td>327</td><td>130</td><td>211</td></tr> <tr><td>越前町</td><td>295</td><td>119</td><td>190</td></tr> <tr><td>鯖江市</td><td>300</td><td>127</td><td>207</td></tr> <tr><td>越前市</td><td>292</td><td>122</td><td>196</td></tr> <tr><td>池田町</td><td>332</td><td>128</td><td>220</td></tr> <tr><td>南越前町</td><td>307</td><td>118</td><td>200</td></tr> <tr><td>大野市</td><td>377</td><td>128</td><td>236</td></tr> <tr><td>勝山市</td><td>342</td><td>114</td><td>215</td></tr> <tr><td>敦賀市</td><td>318</td><td>114</td><td>205</td></tr> <tr><td>美浜町</td><td>359</td><td>130</td><td>223</td></tr> <tr><td>若狭町</td><td>406</td><td>145</td><td>243</td></tr> <tr><td>小浜市</td><td>420</td><td>138</td><td>243</td></tr> <tr><td>高浜町</td><td>408</td><td>143</td><td>243</td></tr> <tr><td>おおい町</td><td>429</td><td>136</td><td>246</td></tr> </tbody> </table> <p>雪に関する各地の50年に一度の値一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>積雪深さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井</td><td>165</td></tr> <tr><td>敦賀</td><td>155</td></tr> <tr><td>武生</td><td>123</td></tr> <tr><td>大野</td><td>235</td></tr> <tr><td>九頭竜</td><td>323</td></tr> <tr><td>今庄</td><td>253</td></tr> <tr><td>小浜</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	要因	指標	雨	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、 <u>共に府県程度の広がり</u> の範囲内で50格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、 <u>共に府県程度の広がり</u> の範囲内で10格子以上出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	福井市	322	130	210	あわら市	332	132	211	坂井市	328	130	207	永平寺町	327	130	211	越前町	295	119	190	鯖江市	300	127	207	越前市	292	122	196	池田町	332	128	220	南越前町	307	118	200	大野市	377	128	236	勝山市	342	114	215	敦賀市	318	114	205	美浜町	359	130	223	若狭町	406	145	243	小浜市	420	138	243	高浜町	408	143	243	おおい町	429	136	246	地点	積雪深さ (cm)	福井	165	敦賀	155	武生	123	大野	235	九頭竜	323	今庄	253	小浜	99	<p><b>第9 避難勧告等の助言</b>                      福井地方気象台は、市町から避難勧告等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p> <p>(別表1) 気象特別警報の指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨</td> <td>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上<u>まとめて</u>出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合                      ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上<u>まとめて</u>出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>台風等</td> <td>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>雨に関する各市町の50年に一度の値一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>48時間降水量 (mm)</th> <th>3時間降水量 (mm)</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井市</td><td><u>337</u></td><td><u>129</u></td><td><u>215</u></td></tr> <tr><td>あわら市</td><td><u>350</u></td><td><u>131</u></td><td><u>220</u></td></tr> <tr><td>坂井市</td><td><u>342</u></td><td><u>129</u></td><td><u>214</u></td></tr> <tr><td>永平寺町</td><td><u>340</u></td><td><u>129</u></td><td><u>213</u></td></tr> <tr><td>越前町</td><td><u>320</u></td><td><u>118</u></td><td><u>198</u></td></tr> <tr><td>鯖江市</td><td><u>320</u></td><td><u>127</u></td><td><u>210</u></td></tr> <tr><td>越前市</td><td><u>314</u></td><td><u>122</u></td><td><u>200</u></td></tr> <tr><td>池田町</td><td><u>342</u></td><td><u>128</u></td><td><u>221</u></td></tr> <tr><td>南越前町</td><td><u>322</u></td><td>119</td><td><u>202</u></td></tr> <tr><td>大野市</td><td><u>396</u></td><td>129</td><td><u>243</u></td></tr> <tr><td>勝山市</td><td><u>351</u></td><td>114</td><td><u>217</u></td></tr> <tr><td>敦賀市</td><td><u>336</u></td><td>114</td><td><u>208</u></td></tr> <tr><td>美浜町</td><td><u>373</u></td><td><u>129</u></td><td><u>224</u></td></tr> <tr><td>若狭町</td><td><u>413</u></td><td><u>146</u></td><td><u>242</u></td></tr> <tr><td>小浜市</td><td><u>430</u></td><td><u>140</u></td><td><u>245</u></td></tr> <tr><td>高浜町</td><td><u>437</u></td><td><u>145</u></td><td><u>252</u></td></tr> <tr><td>おおい町</td><td><u>445</u></td><td><u>139</u></td><td><u>252</u></td></tr> </tbody> </table> <p>雪に関する各地の50年に一度の値一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>積雪深さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井</td><td>165</td></tr> <tr><td>敦賀</td><td>155</td></tr> <tr><td>武生</td><td>123</td></tr> <tr><td>大野</td><td><u>236</u></td></tr> <tr><td>九頭竜</td><td><u>325</u></td></tr> <tr><td>今庄</td><td>253</td></tr> <tr><td>小浜</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	要因	指標	雨	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上 <u>まとめて</u> 出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上 <u>まとめて</u> 出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	福井市	<u>337</u>	<u>129</u>	<u>215</u>	あわら市	<u>350</u>	<u>131</u>	<u>220</u>	坂井市	<u>342</u>	<u>129</u>	<u>214</u>	永平寺町	<u>340</u>	<u>129</u>	<u>213</u>	越前町	<u>320</u>	<u>118</u>	<u>198</u>	鯖江市	<u>320</u>	<u>127</u>	<u>210</u>	越前市	<u>314</u>	<u>122</u>	<u>200</u>	池田町	<u>342</u>	<u>128</u>	<u>221</u>	南越前町	<u>322</u>	119	<u>202</u>	大野市	<u>396</u>	129	<u>243</u>	勝山市	<u>351</u>	114	<u>217</u>	敦賀市	<u>336</u>	114	<u>208</u>	美浜町	<u>373</u>	<u>129</u>	<u>224</u>	若狭町	<u>413</u>	<u>146</u>	<u>242</u>	小浜市	<u>430</u>	<u>140</u>	<u>245</u>	高浜町	<u>437</u>	<u>145</u>	<u>252</u>	おおい町	<u>445</u>	<u>139</u>	<u>252</u>	地点	積雪深さ (cm)	福井	165	敦賀	155	武生	123	大野	<u>236</u>	九頭竜	<u>325</u>	今庄	253	小浜	99
要因	指標																																																																																																																																																																																																
雨	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、 <u>共に府県程度の広がり</u> の範囲内で50格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、 <u>共に府県程度の広がり</u> の範囲内で10格子以上出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合																																																																																																																																																																																																
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合																																																																																																																																																																																																
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合																																																																																																																																																																																																
市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数																																																																																																																																																																																														
福井市	322	130	210																																																																																																																																																																																														
あわら市	332	132	211																																																																																																																																																																																														
坂井市	328	130	207																																																																																																																																																																																														
永平寺町	327	130	211																																																																																																																																																																																														
越前町	295	119	190																																																																																																																																																																																														
鯖江市	300	127	207																																																																																																																																																																																														
越前市	292	122	196																																																																																																																																																																																														
池田町	332	128	220																																																																																																																																																																																														
南越前町	307	118	200																																																																																																																																																																																														
大野市	377	128	236																																																																																																																																																																																														
勝山市	342	114	215																																																																																																																																																																																														
敦賀市	318	114	205																																																																																																																																																																																														
美浜町	359	130	223																																																																																																																																																																																														
若狭町	406	145	243																																																																																																																																																																																														
小浜市	420	138	243																																																																																																																																																																																														
高浜町	408	143	243																																																																																																																																																																																														
おおい町	429	136	246																																																																																																																																																																																														
地点	積雪深さ (cm)																																																																																																																																																																																																
福井	165																																																																																																																																																																																																
敦賀	155																																																																																																																																																																																																
武生	123																																																																																																																																																																																																
大野	235																																																																																																																																																																																																
九頭竜	323																																																																																																																																																																																																
今庄	253																																																																																																																																																																																																
小浜	99																																																																																																																																																																																																
要因	指標																																																																																																																																																																																																
雨	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上 <u>まとめて</u> 出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上 <u>まとめて</u> 出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合																																																																																																																																																																																																
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合																																																																																																																																																																																																
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合																																																																																																																																																																																																
市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数																																																																																																																																																																																														
福井市	<u>337</u>	<u>129</u>	<u>215</u>																																																																																																																																																																																														
あわら市	<u>350</u>	<u>131</u>	<u>220</u>																																																																																																																																																																																														
坂井市	<u>342</u>	<u>129</u>	<u>214</u>																																																																																																																																																																																														
永平寺町	<u>340</u>	<u>129</u>	<u>213</u>																																																																																																																																																																																														
越前町	<u>320</u>	<u>118</u>	<u>198</u>																																																																																																																																																																																														
鯖江市	<u>320</u>	<u>127</u>	<u>210</u>																																																																																																																																																																																														
越前市	<u>314</u>	<u>122</u>	<u>200</u>																																																																																																																																																																																														
池田町	<u>342</u>	<u>128</u>	<u>221</u>																																																																																																																																																																																														
南越前町	<u>322</u>	119	<u>202</u>																																																																																																																																																																																														
大野市	<u>396</u>	129	<u>243</u>																																																																																																																																																																																														
勝山市	<u>351</u>	114	<u>217</u>																																																																																																																																																																																														
敦賀市	<u>336</u>	114	<u>208</u>																																																																																																																																																																																														
美浜町	<u>373</u>	<u>129</u>	<u>224</u>																																																																																																																																																																																														
若狭町	<u>413</u>	<u>146</u>	<u>242</u>																																																																																																																																																																																														
小浜市	<u>430</u>	<u>140</u>	<u>245</u>																																																																																																																																																																																														
高浜町	<u>437</u>	<u>145</u>	<u>252</u>																																																																																																																																																																																														
おおい町	<u>445</u>	<u>139</u>	<u>252</u>																																																																																																																																																																																														
地点	積雪深さ (cm)																																																																																																																																																																																																
福井	165																																																																																																																																																																																																
敦賀	155																																																																																																																																																																																																
武生	123																																																																																																																																																																																																
大野	<u>236</u>																																																																																																																																																																																																
九頭竜	<u>325</u>																																																																																																																																																																																																
今庄	253																																																																																																																																																																																																
小浜	99																																																																																																																																																																																																

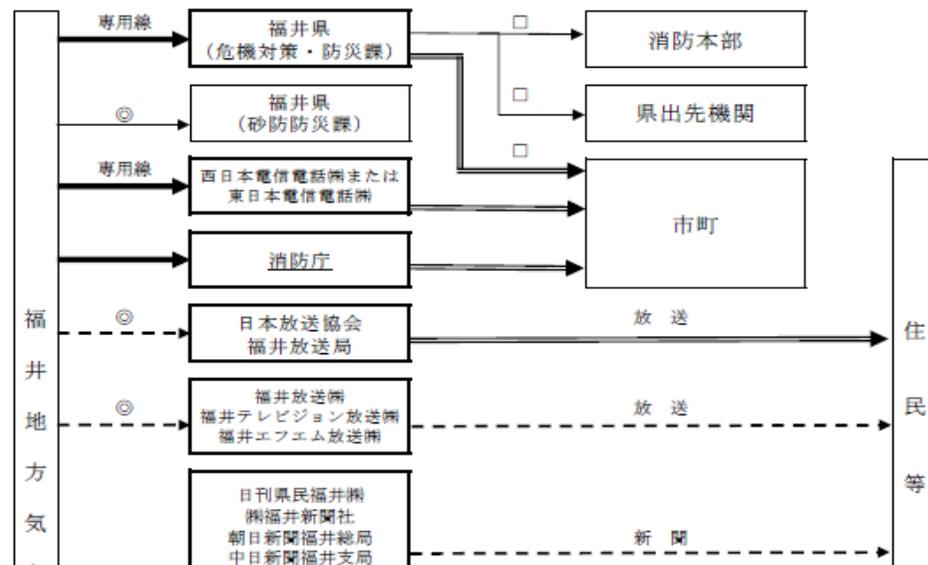
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案					
(別表2、3) (略)				(別表2、3) (略)					
(別表4) 洪水警報基準				(別表4) 洪水警報基準					
市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準	市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.1, 八ヶ川流域=6.6, 底喰川流域=10.5, 荒川流域=12.4, 一乗谷川流域=7.5, 芦見川流域=7, 羽生川流域=10.3, 上味見川流域=9.1, 狐川流域=7.5, 末更毛川流域=6.8, 志津川流域=13, 江端川流域=11.1, 朝六川流域=8.5, 天王川流域=21.8, 浅水川流域=27.6, 一光川流域=6.9, 大味川流域=12.3, 山内川流域=4.2	七瀬川流域= (7, 10.9), 底喰川流域= (11, 9.5), 江端川流域= (13, 7.9), 足羽川流域= (7, 30.5)	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]	嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.1, 八ヶ川流域=6.6, 底喰川流域=10.5, 荒川流域=12.4, 一乗谷川流域=7.5, 芦見川流域=7, 羽生川流域=10.3, 上味見川流域=9.1, 狐川流域=7.5, 末更毛川流域=6.8, 志津川流域=13, 江端川流域=11.1, 朝六川流域=8.5, 天王川流域=21.8, 浅水川流域=27.6, 一光川流域=6.9, 大味川流域=12.3, 山内川流域=4.2	七瀬川流域= (7, 10.9), 底喰川流域= (11, 9.5), 江端川流域= (13, 7.9), 足羽川流域= (7, 30.5)	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
	あわら市	観音川流域=7.7, 宮谷川流域=7.7, 熊坂川流域=6	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]		あわら市	観音川流域=7.7, 宮谷川流域=7.7, 熊坂川流域=6	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	坂井市	兵庫川流域=14.2, 田島川流域=4.9	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]		坂井市	兵庫川流域=14.2, 田島川流域=4.9	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	永平寺町	永平寺川流域=6.7, 犀川流域=4.5, 河内川流域=6.6, 荒川流域=6.8	永平寺川流域= (5, 6), 犀川流域= (5, 4), 荒川流域= (5, 5.2)	九頭竜川 [中角]		永平寺町	永平寺川流域=6.7, 犀川流域=4.5, 河内川流域=6.6, 荒川流域=5.8	永平寺川流域= (5, 6), 犀川流域= (5, 4), 荒川流域= (5, 5.2)	九頭竜川 [中角]
	越前町	天王川流域=19.2, 和田川流域=7.7, 越知川流域=10.8, 小川流域=6, 織田川流域=6.6	天王川流域= (6, 17.5)	-		越前町	天王川流域=19.2, 和田川流域=7.7, 越知川流域=10.8, 小川流域=6, 織田川流域=6.6	天王川流域= (6, 17.5)	<b>九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]</b>
鯖江市	浅水川流域=23.9, 穴田川流域=7.7, 鞍谷川流域=19.6, 河和田川流域=12, 吉野瀬川流域=13, 天神川流域=4.4	浅水川流域= (7, 21.5), 鞍谷川流域= (7, 17.6), 河和田川流域= (7, 10.8)	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]	鯖江市	浅水川流域=23.9, 穴田川流域=7.7, 鞍谷川流域=19.6, 河和田川流域=12, 吉野瀬川流域=13, 天神川流域=4.4	浅水川流域= (7, 21.5), 鞍谷川流域= (7, 17.6), 河和田川流域= (7, 10.8)	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] <b>九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]</b>		

第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行						改正案					
第5節 情報および被害状況報告計画 別紙第1 災害報告事務一覧						第5節 情報および被害状況報告計画 別紙第1 災害報告事務一覧					
地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	厚生労働省健康局	地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	厚生労働省健康局
健康増進課	防 疫	被害状況報告	速報	家屋被害・患者発生		保健予防課	防 疫	被害状況報告	速報	家屋被害・患者発生	
		防疫活動報告	日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費		防疫活動報告		日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費		
医薬・食品衛生課	水 道	水道施設被害報告	速報・詳報	災害復旧事業費	医薬・食品衛生課	水 道	水道施設被害報告	速報・詳報	災害復旧事業費		
生産振興課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	北陸農政局s	園芸振興課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	北陸農政局
	農 林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物、飼料作物・畜舎・施設		中山間農業・畜産課	農 林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物、飼料作物・畜舎・施設	
第6節 災害広報計画 第1 県における広報 (1) 情報収集の容要領 ① 広報課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部政策推進グループ(教育庁については教育政策課。以下同じ。)と相互に緊密な連絡を図る。 ② (略) ③ 広報課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣して、情報収集ならびに写真取材を行う。 (2)～(3) (略) (4) 記録写真の収集ならびに記録映画の作成 災害関係各課、各機関は災害写真を積極的に撮影し広報課(班)に提供するものとし、広報課(班)において取材したものとあわせて広報用に供し、保存する。また、広報課(班)は必要に応じ映画、印刷物などの特集を作成する。 第7節 (略)						第6節 災害広報計画 第1 県における広報 (1) 情報収集の容要領 ① 広報 <b>広聴</b> 課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部政策推進グループ(教育庁については教育政策課。以下同じ。)と相互に緊密な連絡を図る。 ② (略) ③ 広報 <b>広聴</b> 課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣して、情報収集ならびに写真取材を行う。 (2)～(3) (略) (4) 記録写真の収集ならびに記録映画の作成 災害関係各課、各機関は災害写真を積極的に撮影し広報 <b>広聴</b> 課(班)に提供するものとし、広報 <b>広聴</b> 課(班)において取材したものとあわせて広報用に供し、保存する。また、広報 <b>広聴</b> 課(班)は必要に応じ映画、印刷物などの特集を作成する。 第7節 (略)					

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案	
第8節 避難計画		第8節 避難計画	
第1 避難情報の種類		第1 避難情報の種類	
	発令時の状況	警戒レベル	発令時の状況
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況		通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から<b>重大な洪水災害</b>による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>
	住民に求める行動		住民に求める行動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始		<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。</li> <li><u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</u></li> <li><u>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、确实な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>
		災害発生情報（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u></li> </ul>
第2 実施責任者および基準		第2 実施責任者および基準	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 避難勧告等の発令方法 (中略)		(4) 避難勧告等の発令方法 (中略)	
また、避難勧告・指示（緊急）を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。		また、避難勧告・指示（緊急） <b>および災害発生情報</b> を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。	
(中略)		(中略)	
避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。		避難勧告等の発令に当たっては、 <b>災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識</b> するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。	
第3～第4 (略)		第3～第4 (略)	
第5 避難の周知徹底		第5 避難の周知徹底	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備 市町長は、避難勧告等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。 また、市町長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画 第1～第3 (略) (新設)</p> <p>第11節～第14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1 実施責任者 (1)～(5) (略) (新設)</p> <p>第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ①医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、公的医療機関による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、および県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) とする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備 市町長は、避難勧告等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線 (<u>戸別受信機を含む</u>) による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、<u>一斉電話配信システム</u>、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。 また、市町長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画 第1～第3 (略) <b>第4 外国人に係る対策</b> (1) <u>外国人の避難誘導</u> 市町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。 (2) <u>外国人の安否確認、救助活動</u> 市町は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。 (3) <u>外国人への情報提供</u> 県、市町および福井県国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。 また、県および市町は、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。 (4) <u>災害多言語支援センターの設置による支援</u> 県と福井県国際交流協会は、災害により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、市町と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応、通訳派遣支援等を行う。</p> <p>第11節～第14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1 実施責任者 (1)～(5) (略) (6) <u>災害派遣精神医療チーム (DPAT) は、県の要請により、現場活動、病院支援、域内搬送および広域医療搬送などの医療救護活動を行う。</u></p> <p>第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ①医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、公的医療機関による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、<u>および県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 、および県が要請するDPAT</u>とする。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																
<p>第3 救護班の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院（機関）</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td style="text-align: center;">23</td></tr> </tbody> </table>	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	23	<p>第3 救護班の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院（機関）</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td style="text-align: center;">24</td></tr> </tbody> </table>	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	2	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	24
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	1																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	23																																																
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	2																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	24																																																
<p>第4 応急医療体制</p> <p>災害医療活動体系図</p>	<p>第4 応急医療体制</p> <p>災害医療活動体系図</p>																																																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療アドバイザーを災害対策本部に配置し、災害時医療に関する助言を行う。また、災害医療コーディネーターを災害対策本部および現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMAT等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>・日本医師会災害医療チーム（JMAT） 日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。 (新設)</p> <p>(中略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 ところのケア 県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のところのケアのため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 死体の埋葬等</p> <p>(1) 実施責任者 市町長が、災害の際死亡したもので、その必要を認めた場合、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬等を行う場合 災害の際、死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施するものとする。</p> <p>(3) 方法 (略) (新設)</p> <p>(4) 災害救助法が適用された場合 (略)</p> <p>第18節～第22節 (略)</p>	<p>・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療アドバイザーを災害対策本部に配置し、災害時医療に関する助言を行う。災害医療コーディネーターを災害対策本部および現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMAT等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。<u>被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>・日本医師会災害医療チーム（JMAT） 日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。</p> <p>・<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u> <u>精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームをDPAT先遣隊とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 ところのケア 県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のところのケアのため、<u>精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による</u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 死体の埋葬等</p> <p>(1) 実施責任者 <u>市町は、災害の際に死亡した者について、その必要を認めた場合、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行うものとする。</u> <u>ただし、市町において実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行うものとする。</u></p> <p>(2) 埋葬等を行う場合 災害の際に死亡した者について、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、<u>もしくは</u>死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施するものとする。</p> <p>(3) 方法 (略)</p> <p>(4) <u>広域的な火葬の実施体制</u> <u>県および市町は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合に、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(5) 災害救助法が適用された場合 (略)</p> <p>第18節～第22節 (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第23節 交通対策計画 第1～2（略） 第3 交通規制に関する措置</p> <p>(1) 県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制または県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、広域交通規制道路に指定している北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要一般国道等を指定する。</p> <p>第24節 防疫計画 第1～第2（略） 第3 家畜防疫</p> <p>(1)（略） (2) 措置</p> <p>① 被害状況の調査、報告等 所長は畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等を適確に把握し、その都度県対策本部（生産振興課）へ報告するとともに関係先へ通報するものとする。 報告（通報）は電話または電報報告とし、同時に文書（別添様式）を提出するものとする。</p> <p>②（略） ③ 被災家畜、家きんについては次の措置を行うものとする。 ア～イ（略） ウ 家畜の健康管理 （ア）～（ウ）（略） （エ）状況により家畜伝染病予防法を適用し、緊急予防注射や検査等必要な防疫措置を行うものとする （オ）家畜衛生班の活動には、家畜防疫車を適時配車する。</p> <p>第25節 廃棄物処理計画 第1（略） 第2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p>	<p>第23節 第1～2（略） 第3 交通規制に関する措置</p> <p>(1) 県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制または県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、広域交通規制道路に指定緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を一般国道等を必要に応じ指定する。</p> <p>第24節 防疫計画 第1～第2（略） 第3 家畜防疫</p> <p>(1)（略） (2) 措置</p> <p>① 被害状況の調査、報告等 所長は畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等を適確に把握し、その都度県対策本部（<u>中山間農業・畜産課</u>）へ報告するとともに関係先へ通報するものとする。 報告（通報）は電話または電報報告とし、同時に文書（別添様式）を提出するものとする。</p> <p>②（略） ③ 被災家畜、家きんについては次の措置を行うものとする。 ア～イ（略） ウ 家畜の健康管理 （ア）～（ウ）（略） （<u>エ</u>）家畜衛生班の活動には、家畜防疫車を適時配車する。</p> <p>④ 状況により家畜伝染病予防法を適用し、緊急予防注射や検査等必要な防疫措置を行うものとする</p> <p>第25節 廃棄物処理計画 第1（略） 第2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>市町は、<u>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案														
<p>第26節～第32節（略）</p> <p>第33節 第1 電気施設 （1）～（2）（略） （3）応援協力 ①（略） ②電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。</p> <p>第2（略）</p> <p>第34節～第37節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略） 第2節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 （1）（略） （2）罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 （略） （3）（略） 第2～第9（略） 第3節 経済秩序安定計画 第1 金融措置 （1）（略） （2）融資計画 ①県 ア、イ（略） ウ 農林漁業関係融資</p>	<p><u>に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。</u></p> <p>第26節～第32節（略）</p> <p>第33節 第1 電気施設 （1）～（2）（略） （3）応援協力 ①（略） ②電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。<u>電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。。</u></p> <p>第2（略）</p> <p>第34節～第37節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略） 第2節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 （1）（略） （2）罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>市町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> （略） （3）（略） 第2～第9（略） 第3節 経済秩序安定計画 第1 金融措置 （1）（略） （2）融資計画 ①県 ア、イ（略） ウ 農林漁業関係融資</p>														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">農業関係</td> <td>被害農家の経営</td> <td>天災資金 農林漁業セーフティネット資金</td> </tr> <tr> <td>農地等の災害復旧</td> <td>農業基盤整備資金</td> </tr> <tr> <td>施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> </table>	農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">農業関係</td> <td>被害農家の経営</td> <td>天災資金 農林漁業セーフティネット資金 <b>農業経営支援資金</b> <b>農業緊急資金</b></td> </tr> <tr> <td>農地等の災害復旧</td> <td>農業基盤整備資金</td> </tr> <tr> <td>施設関係の災害復旧</td> <td>農林漁業施設資金</td> </tr> </table>	農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金 <b>農業経営支援資金</b> <b>農業緊急資金</b>	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
農業関係		被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金												
		農地等の災害復旧	農業基盤整備資金												
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金													
農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金 <b>農業経営支援資金</b> <b>農業緊急資金</b>													
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金													
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金													

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2（略）</p> <p>第4節（略）</p> <p>【文言修正】 障害者</p>	<p>第2（略）</p> <p>第4節（略）</p> <p>【文言修正】 障<u>が</u>い者</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
福井県地域防災計画（震災対策編）		福井県地域防災計画（震災対策編）	
第1章 総則 第1節 (略) 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2 (略) 第3 処理すべき事務または業務の大綱 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおのおの次の事務または業務を処理する。 1. ～4. (略) 5. 指定公共機関および指定地方公共機関		第1章 総則 第1節 (略) 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2 (略) 第3 処理すべき事務または業務の大綱 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおのおの次の事務または業務を処理する。 1. ～4. (略) 5. 指定公共機関および指定地方公共機関	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
2. 日本郵便(株)北陸支社（各郵便局）	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び防護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持	2. 日本郵便(株)北陸支社（各郵便局）	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び防護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
3. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給	3. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給
4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) (京都支店小浜営業所) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧	4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) <b>(送配電カンパニー京都支社)</b> 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧
5. ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧	5. ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
6. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) 福井鉄道(株)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧	6. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) 福井鉄道(株)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
えちぜん鉄道株		えちぜん鉄道株	
7. 自動車輸送機関 日本通運株(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等	7. 自動車輸送機関 日本通運株(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等
福山通運株(福井支店) 佐川急便株(本社(中日本)) ヤマト運輸株(福井主管支店) 濃飛西濃運輸株(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送	福山通運株(福井支店) 佐川急便株(本社(中日本)) ヤマト運輸株(福井主管支店) 濃飛西濃運輸株(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送
8. 中日本高速道路株 (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路株 (福知山管理事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保	8. 中日本高速道路株 (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路株 (福知山高速道路事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
9. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え	9. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
10. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務	10. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
11. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送株 福井テレビジョン放送株 福井エフエム放送株 福井新聞社 株日刊県民福井	(1) 県民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力	11. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送株 福井テレビジョン放送株 福井エフエム放送株 福井新聞社 株日刊県民福井	(1) 県民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
12. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施	12. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
6. (略)		6. (略)	
第3節～4節 (略)		第3節～4節 (略)	
第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1～4 (略) (新設)		第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1～4 (略) <b>第5 地震保険の普及・促進</b> <u>県および市町村は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。</u>	
第2節～第7節 (略)		第2節～第7節 (略)	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1)～(3) (略) (4) 関係機関との連携強化 平時において災害派遣医療チーム (DMAT)、県医師会、県歯科医師会等関係機関との連携を図るため、必要に応じ協議会を開催する。 県は、医療の応援について近隣都道府県との医療活動相互応援に務めるとともに、災害派遣医療チーム (DMAT) の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に務める。 (5)～(9) (略)</p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第12節 土砂災害防止計画 第1～第5 (略) 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。 また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることとする。 県および市町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。 (5) (略)</p> <p>第13節 浸水防止計画 第1～第4 (略) 第5 浸水対策事業の計画的施工 (1) (略) (2) 河川改修事業 ① 直轄河川改修事業 ② 広域河川改修事業 ③ 総合流域防災事業 ④ 都市基盤河川改修事業 (3)～(5) (略)</p> <p>第14節～第23節 (略)</p> <p>第24節 交通輸送体系整備計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制計画 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を</p>	<p>第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1)～(3) (略) (4) 関係機関との連携強化 平時において災害派遣医療チーム (DMAT)、県医師会、県歯科医師会等関係機関との連携を図るため、必要に応じ協議会を開催する。 県は、医療の応援について近隣都道府県との医療活動相互応援に務めるとともに、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に務める。 (5)～(9) (略)</p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第12節 土砂災害防止計画 第1～第5 (略) 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。 また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。 県および市町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。 (5) (略)</p> <p>第13節 浸水防止計画 第1～第4 (略) 第5 浸水対策事業の計画的施工 (1) (略) (2) 河川改修事業 ① 直轄河川改修事業 ② <b>大規模特定河川事業</b> ③ 広域河川改修事業 ④ 総合流域防災事業 ⑤ 都市基盤河川改修事業 (3)～(5) (略)</p> <p>第14節～第23節 (略)</p> <p>第24節 交通輸送体系整備計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制計画 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改定案																																								
<p>確保するため、北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定する「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制および県指定交通規制について習熟を図る。</p> <p>また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。</p> <p>さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により緊急通行車両等確認証明書の迅速な交付を行う。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備体制 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は次のとおりとする。</p> <p>① 地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一注意配備</td> <td>県内で震度3を観測した場合</td> <td>危機対策・防災課3名以上</td> </tr> <tr> <td>第二注意配備</td> <td>県内で震度4を観測した場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td>(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合</td> <td>職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td>県内の沿岸に津波注意報が発表された場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上	第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員	災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員	災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ	<p>確保するため、<b>緊急交通路指定予定路線等を定めた「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、被災地への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定等の交通規制について習熟を図る。</b></p> <p>また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための<b>交通規制</b>を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための<b>交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化</b>を図る。</p> <p>さらに、交通総量削減のための<b>広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化</b>を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により緊急通行車両等確認証明書の迅速な交付を行う。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備体制 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は次のとおりとする。</p> <p>① 地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一注意配備</td> <td>県内で震度3を観測した場合</td> <td>危機対策・防災課3名以上</td> </tr> <tr> <td>第二注意配備</td> <td>県内で震度4を観測した場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち<b>広報広聴課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課の</b>あらかじめ指定された職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td>(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合</td> <td>職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td>県内の沿岸に津波注意報が発表された場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち<b>広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ</b></td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上	第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち <b>広報広聴課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課の</b> あらかじめ指定された職員	災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員	災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち <b>広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ</b>
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制																																									
第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上																																									
第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員																																									
災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員																																									
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員																																									
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制																																									
災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ																																									
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制																																									
第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上																																									
第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち <b>広報広聴課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課の</b> あらかじめ指定された職員																																									
災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員																																									
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員																																									
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制																																									
災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち <b>広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあ</b>																																									

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改定案		
		砂防防災課、河川課、港湾空港課のあらかじめ指定された職員			あらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合 (2) 災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員	災害対策本部設置	(1) 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合 (2) 災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員
災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員	災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員	災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員
第3 (略)			第3 (略)		
第4 第二注意配備体制			第4 第二注意配備体制		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 伝達および参集			(2) 伝達および参集		
① (略)			① (略)		
② 勤務時間外または休日等における伝達および参集			② 勤務時間外または休日等における伝達および参集		
危機対策・防災課長は、職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹に報告する。緊急時特別初動班員は、職員参集装置による伝達があったとき、県内に震度4以上の地震が発生したことを覚知したときもしくは津波による被害が生じ、または発生するおそれがあることを覚知したときは直ちに総合防災センターに参集する。			危機対策・防災課長は、職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹に報告する。緊急時特別初動班員は、職員参集装置による伝達があったとき、県内に震度4以上の地震が発生したことを覚知したときもしくは津波による被害が生じ、または発生するおそれがあることを覚知したときは直ちに総合防災センターに参集する。		
(3) (略)			(3) (略)		

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5 福井県災害対策連絡室の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織および業務内容</p> <p>① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。</p> <p>③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に係る関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="302 494 1008 1037" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A[室長 安全環境部長] --- B[室次長 安全環境部危機対策監 安全環境部企画幹]     B --- C[事務局 事務局長、危機対策・防災課員、 各部連絡員、緊急時初動班員]     B --- D[室員 危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）、関係課の長]     </pre> </div> <p>(4) 職員の指定 広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課の長は、津波注意報が発表された場合、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。</p> <p>(5) 設置の伝達等</p> <p>① 勤務時間中における伝達</p> <p>ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。</p> <p>イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。</p>	<p>第5 福井県災害対策連絡室の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織および業務内容</p> <p>① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部副部長の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。</p> <p>③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に係る関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1388 486 2105 1029" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A[室長 安全環境部長] --- B[室次長 安全環境部危機対策監 安全環境部副部長]     B --- C[事務局 事務局長、危機対策・防災課員、 各部連絡員、緊急時初動班員]     B --- D[室員 危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）、関係課の長]     </pre> </div> <p>(4) 職員の指定 広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課の長は、津波注意報が発表された場合、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。</p> <p>(5) 設置の伝達等</p> <p>① 勤務時間中における伝達</p> <p>ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。</p> <p>イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。</p>

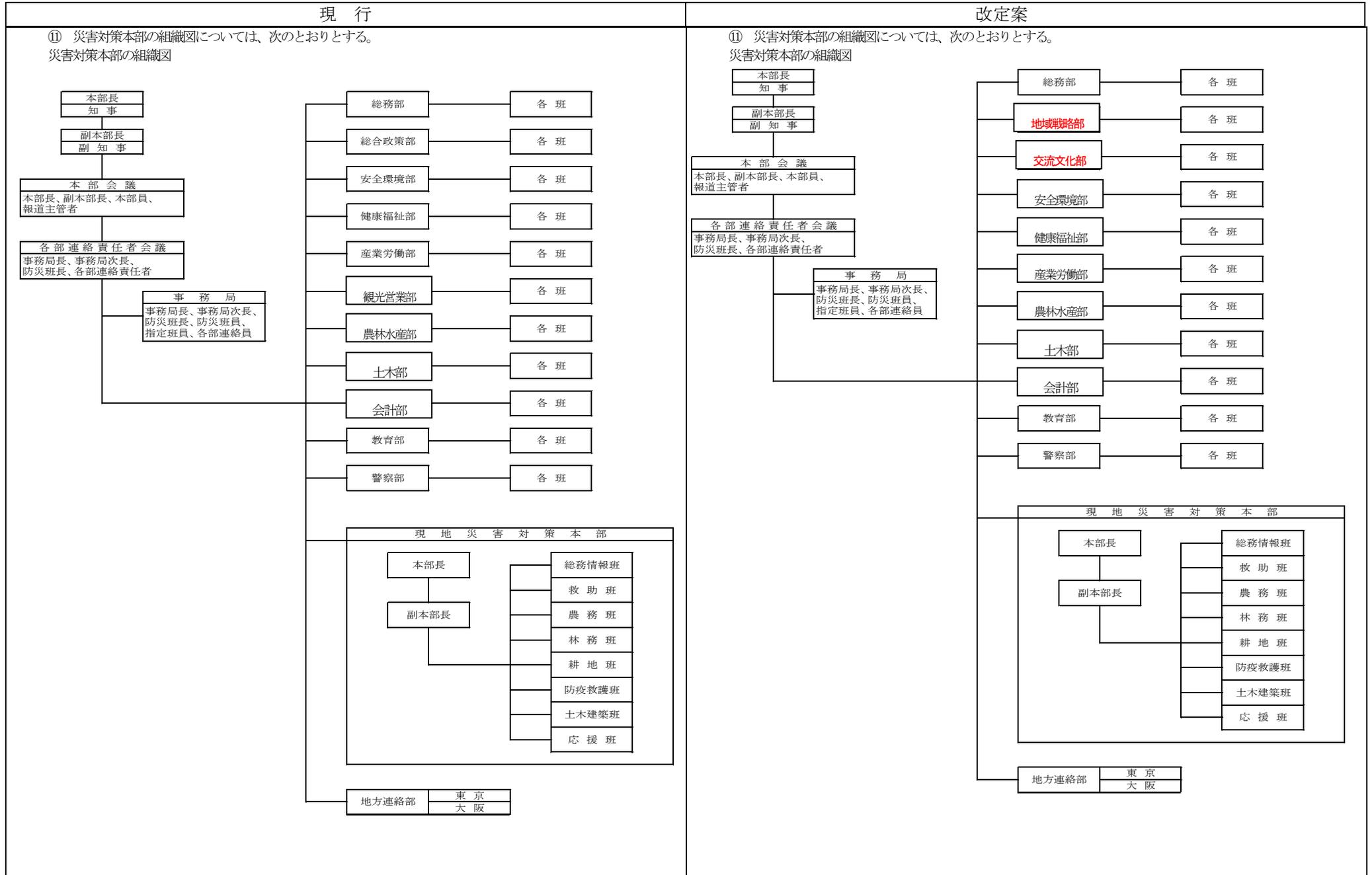
福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
<p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。</p> <p>イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達する。</p> <p>オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。</p> <p>(6) 職員の参集</p> <p>① 職員の参集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波の場合 危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に津波注意報が発表されたときは直ちに参集する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 参集状況等の報告 各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織、事務分掌等</p> <p>① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>③ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部ふるさと県民局長、新幹線政策監、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。</p> <p>④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。</p>				<p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。</p> <p>イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。</p> <p>ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部副部長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。</p> <p>エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部長および各部連絡員に伝達する。</p> <p>オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。</p> <p>(6) 職員の参集</p> <p>① 職員の参集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波の場合 危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に津波注意報が発表されたときは直ちに参集する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 参集状況等の報告 各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事課へ報告する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 組織、事務分掌等</p> <p>① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>③ 災害対策本部員は、<b>教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、会計管理者および警察本部長</b>をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部副部長または安全環境部副部長をもって充てる。</p> <p>④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。</p>			
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長	総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部長	<b>地域戦略部</b>	<b>地域戦略部長</b>	土木部	土木部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者	<b>交流文化部</b>	<b>交流文化部長</b>	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長	安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長	健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長			産業労働部	産業労働部長		

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、防災班長および緊急時特別初動班をもって構成する。</p> <p>⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。</p> <p>ア 各部連絡責任者            各局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部で指定された者）、国体推進局企画広報課課長補佐および会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議事事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出る。</p>	<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長を次長とする事務局を置き、防災班長および緊急時特別初動班をもって構成する。</p> <p>⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。</p> <p>ア 各部連絡責任者            各局政策参事（総務部および地域連絡部においては、各部で指定された者）、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議事事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出る。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 設置の伝達</p> <p>① (略)</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合</p> <p>(ア) 危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹事に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。</p> <p>(イ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) 職員の参集</p> <p>①～③ (略)</p> <p>③ 参集時の心構え</p> <p>④ 参集状況等の報告</p> <p>各部局の連絡課の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>第7～第10 (略)</p> <p>第2節～第11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する。</p> <p>カ 県内または他都道府県からの災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣に係る調整を行うとともに、活動場所 (医療機関、救護所、航空搬送拠点等) の確保を図る。</p> <p>キ 必要に応じ、災害医療アドバイザーを災害対策本部に配置し、災害時医療に関する助言を行う。</p> <p>ク 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部と現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMAT等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。また、DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を行う。</p> <p>ケ (略)</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 設置の伝達</p> <p>① (略)</p> <p>② 勤務時間外または休日等における伝達</p> <p>ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合</p> <p>(ア) 危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監および安全環境部<b>副部長</b>に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。</p> <p>(イ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局<b>副部長</b>および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) 職員の参集</p> <p>①～③ (略)</p> <p>③ 参集時の心構え</p> <p>④ 参集状況等の報告</p> <p>各部局の連絡課の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、<b>人事課</b>へ報告する。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>第7～第10 (略)</p> <p>第2節～第11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム (DMAT)、<b>および災害派遣精神医療チーム (DPAT)</b> の派遣を要請する。</p> <p>カ 県内または他都道府県からの災害派遣医療チーム (DMAT)、<b>および災害派遣精神医療チーム (DPAT)</b> の派遣に係る調整を行うとともに、活動場所 (医療機関、救護所、航空搬送拠点等) の確保を図る。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>キ</b> 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部と現地災害対策本部に配置し、<b>被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。</b>また、DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を行う。</p> <p>ク (略)</p> <p>③～④ (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																																
<p>(2) 医療救護活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>災害急性期 (救命率が高い48時間以内) に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度 (医師1~2名、看護師1~2名、業務調整員1~2名) とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: center;">23</td></tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ 医療救護所</p> <p>患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。</p> <p>⑤ 拠点医療救護所および後方支援病院</p> <p>救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。</p> <p>県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として、広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。</p> <p>⑥ 航空搬送拠点</p> <p>県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置し、広域搬送の支援を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>第3 こころのケア体制</p> <p>こころのケア体制の確立を図るため、精神保健福祉センターを中心に精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施する。</p> <p>県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めるときは、被災者および救護者のこころのケアのため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム (DPAT) を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置する。</p> <p>注) 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム</p>	DMAT指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合計	23	<p>(2) 医療救護活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>災害急性期 (救命率が高い48時間以内) に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度 (医師1~2名、看護師1~2名、業務調整員1~2名) とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: center;">24</td></tr> </tbody> </table> <p>③ (略)</p> <p>④ 災害派遣精神医療チーム (DPAT)</p> <p>精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3~5名程度 (医師1名、看護師1~2名、業務調整員1~2名) とする。災害急性期 (発災から48時間以内) に活動するチームをDPAT先遣隊とする。</p> <p>⑤ 医療救護所</p> <p>患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。</p> <p>⑥ 拠点医療救護所および後方支援病院</p> <p>救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。</p> <p>県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として、広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。</p> <p>⑦ 航空搬送拠点</p> <p>県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置し、広域搬送の支援を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>第3 こころのケア体制</p> <p>こころのケア体制の確立を図るため、精神保健福祉センターを中心に精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施する。</p> <p>県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めるときは、被災者および救護者のこころのケアのため、<b>災害派遣精神医療チーム (DPAT)</b> を編成し、<b>救護班</b>と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置する。</p> <p>注) 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム</p>	DMAT指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	2	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合計	24
DMAT指定病院 (機関)	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	1																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合計	23																																																
DMAT指定病院 (機関)	チーム数																																																
福井県立病院	3																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	2																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合計	24																																																

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 水防活動計画 第1～第2 (略) 第3 河川施設等の応急対策 (1) (略) (2) 河川施設の応急対策 ①～② (略) ③ ダム施設の管理者は、ダム施設が決壊するおそれがあると認めた時は、緊急放流を行う。 (3) (略)</p> <p>第17節 災害警備計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制装置 ① 規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制または県指定交通規制を実施する。 当該計画の中で、広域交通規制道路に指定している北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。 また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要一般国道等を指定する。</p> <p>第20節 交通施設応急対策計画 第1～第2 (略) 第3 道路施設 (1)～(2) (略) (3) 高速道路 中日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。 ①～⑨ (略)</p> <p>第24節 上水道・下水道施設応急対策計画 第1～第2 (略) 第3 下水道施設 下水道管理者は震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。 (1)～(5) (略)</p> <p>第29節 遺体の捜索、処理、埋葬計画 第1～第4 (略) 第5 遺体の埋葬 市町は、地震や津波災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が埋葬を行うことが困難な場合、または死</p>	<p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 水防活動計画 第1～第2 (略) 第3 河川施設等の応急対策 (1) (略) (2) 河川施設の応急対策 ①～② (略) ③ ダム施設の管理者は、ダム施設が決壊するおそれがあると認めた時は、<b>ダムの貯水位を下げる操作</b>を行う。 (3) (略)</p> <p>第17節 災害警備計画 第1～第2 (略) 第3 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制装置 ① 規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、<b>交通規制</b>または県指定交通規制を実施する。 当該計画の中で、<b>緊急交通路指定予定路線に選定している</b>北陸自動車道、<b>舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道</b>の各道路を<b>必要に応じて</b>指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。 また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要<b>幹線道路を必要に応じて</b>指定する。</p> <p>第20節 交通施設応急対策計画 第1～第2 (略) 第3 道路施設 (1)～(2) (略) (3) 高速道路 中日本高速道路株式会社<b>および西日本高速道路株式会社</b>は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。 ①～⑨ (略)</p> <p>第24節 上水道・下水道施設応急対策計画 第1～第2 (略) 第3 下水道施設 下水道管理者は震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、施設の復旧作業を実施する。 (1)～(5) (略)</p> <p>第29節 遺体の捜索、処理、埋葬計画 第1～第4 (略) 第5 遺体の埋葬 市町は、地震や津波災害の際死亡した者<b>について</b>、混乱期のためその遺族が<b>埋葬または火葬</b>を行うことが困難な場合、</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>亡した者の遺族がない場合に、次の方法により応急的な埋葬を行う。</p> <p>(1) 方法 埋葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。</p> <p>① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬する。</p> <p>② 身元不明の遺体については、土葬とする。</p> <p>③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が半明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。</p> <p>(2) 実施体制 市町は、自ら遺体の埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。 県は、市町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町、近隣府県および全国都道府県への応援要請を行う。</p>	<p><b>もしくは死亡した者の遺族がない場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。</b></p> <p>(1) 方法 <b>埋葬または火葬</b>の実施に当たっては次の点に留意して行う。</p> <p>① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて<b>埋葬または火葬</b>する。</p> <p>② 身元不明の遺体については、<b>警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。</b></p> <p>③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が半明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。</p> <p>(2) 実施体制 市町は、自ら遺体の<b>埋葬または火葬</b>の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。 県は、市町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町、近隣府県および全国都道府県への応援要請を行う。</p>

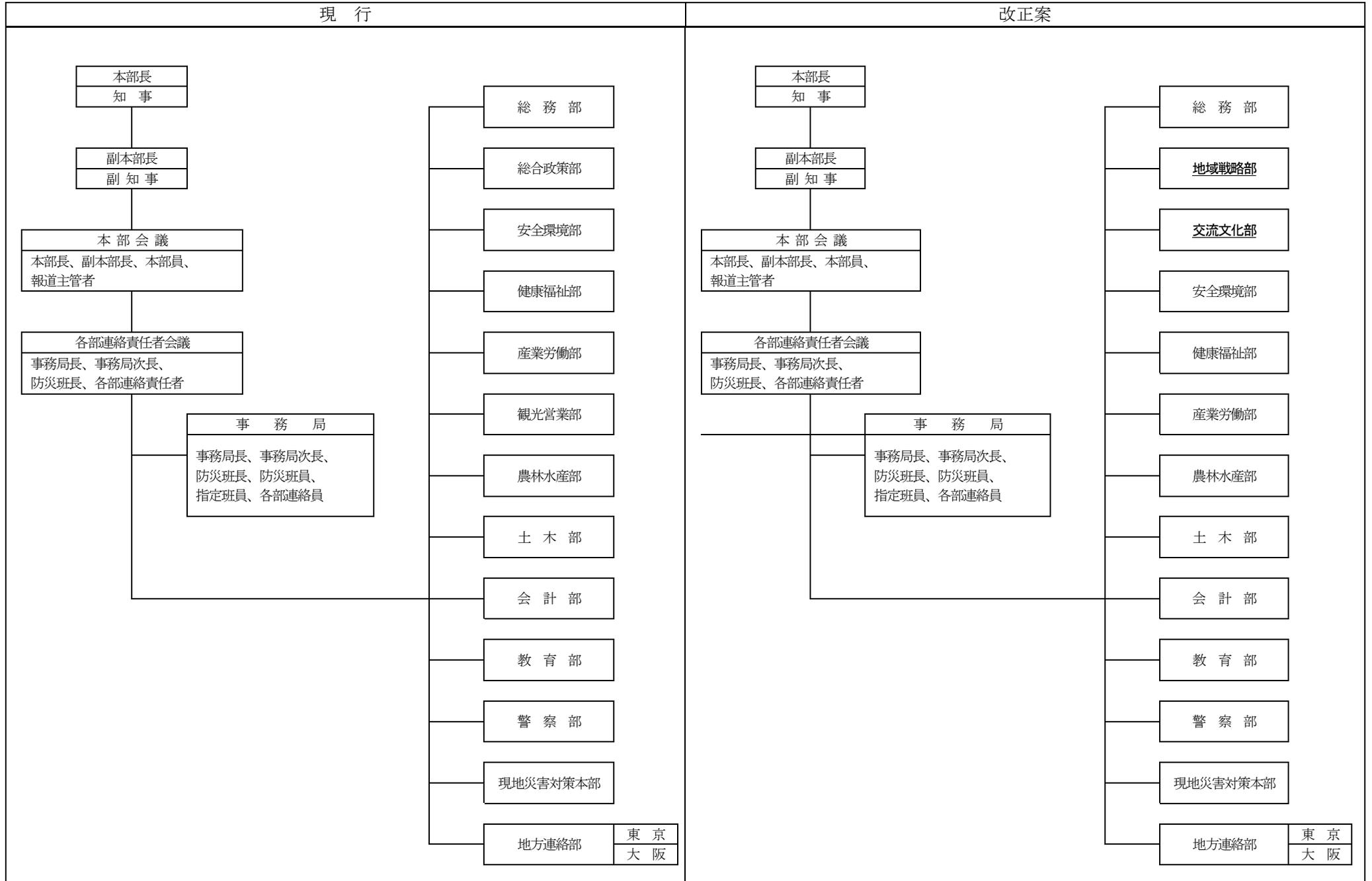
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																										
<p><b>福井県地域防災計画（雪害対策編）</b></p> <p>第1章 総則                      第1節（略）                      第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務                      第7 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 電力関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力株式会社 (福井支店)</li> <li>・関西電力株式会社 (原子力事業本部) (京都支店小浜営業所)</li> <li>・日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</li> </ul> </div> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害                      第1 降積雪の状況                      (1) 福井</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>28</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>147</td> <td>383</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>58</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>57</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 雪害予防計画                      第6節 農林水産業雪害予防計画                      第2 農業、畜産業</p> <p>県および市町では、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。</p>		最深積雪	降雪合計	H29	28	130	30	147	383		最深積雪	降雪合計	H29	58	133	30	57	225	<p><b>福井県地域防災計画（雪害対策編）</b></p> <p>第1章 総則                      第1節（略）                      第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務                      第7 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 電力関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力株式会社 (福井支店)</li> <li>・関西電力株式会社 (原子力事業本部) (<b>送配電カンパニー京都支社</b>)</li> <li>・日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</li> </ul> </div> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害                      第1 降積雪の状況                      (1) 福井</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>28</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>147</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td><b>31</b></td> <td><b>14</b></td> <td><b>45</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>58</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>57</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td><b>31</b></td> <td><b>3</b></td> <td><b>3</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 雪害予防計画                      第6節 農林水産業雪害予防計画                      第2 農業、畜産業</p> <p>県および市町では、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検、<b>および</b>ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。<b>併せて、自然災害による農作物や施設園芸用施設等の被害に農業者自らが備えるため、農業保険の加入推進に努めるものとする。</b></p>		最深積雪	降雪合計	H29	28	130	30	147	383	<b>31</b>	<b>14</b>	<b>45</b>		最深積雪	降雪合計	H29	58	133	30	57	225	<b>31</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
	最深積雪	降雪合計																																									
H29	28	130																																									
30	147	383																																									
	最深積雪	降雪合計																																									
H29	58	133																																									
30	57	225																																									
	最深積雪	降雪合計																																									
H29	28	130																																									
30	147	383																																									
<b>31</b>	<b>14</b>	<b>45</b>																																									
	最深積雪	降雪合計																																									
H29	58	133																																									
30	57	225																																									
<b>31</b>	<b>3</b>	<b>3</b>																																									

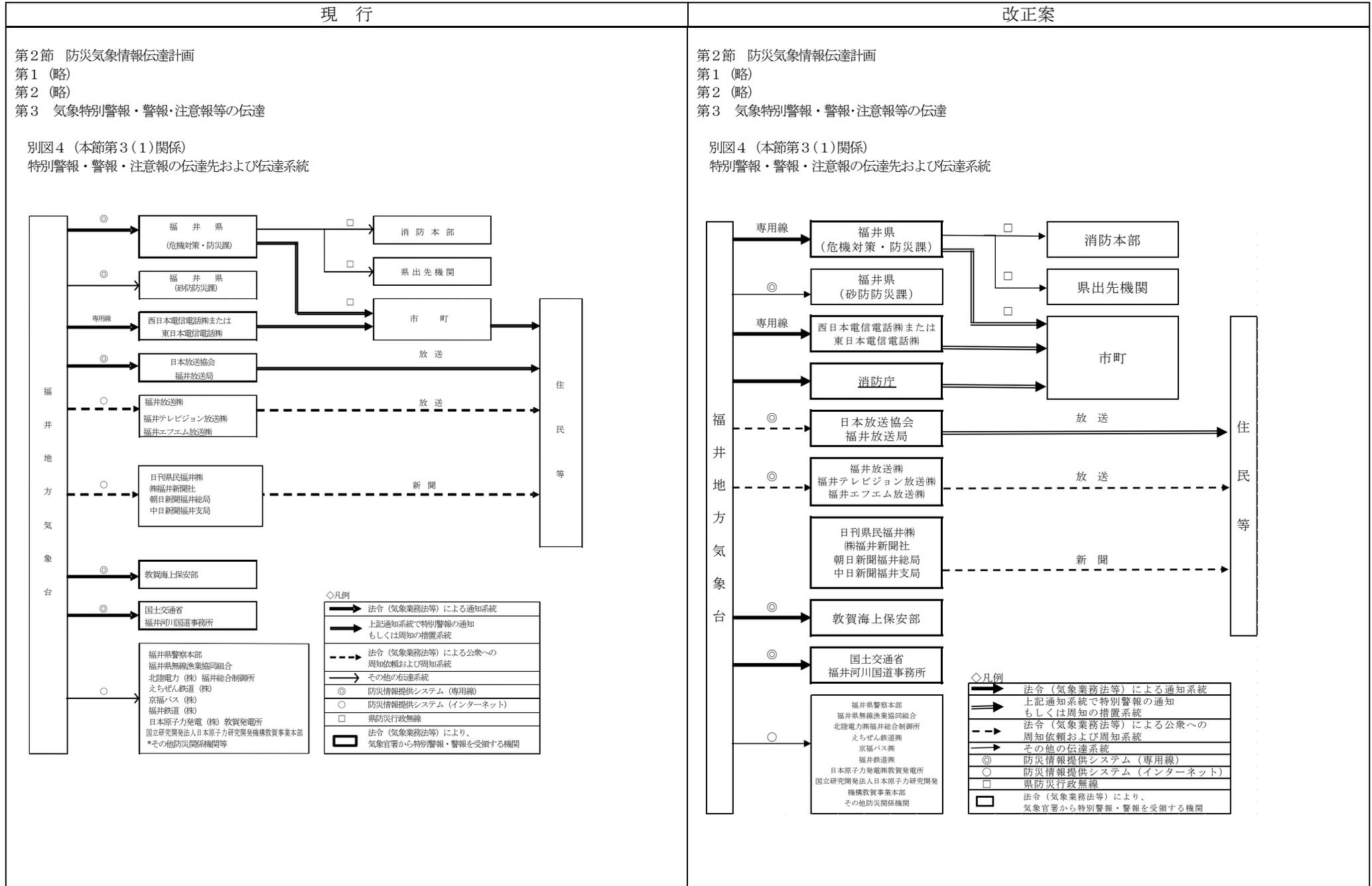
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																								
<p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～第3（略） 第4 福井県災害対策連絡室の設置 （3）組織および業務内容 ア（略） イ 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部副部長の職にある室次長の順序で、その職務を代理するものとする。</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置 （4）組織、事務分掌等 ア（略） イ（略） ウ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・地域鉄道対策監、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。（以降略） エ 災害対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。 別表2（本節第6（4）エ関係） 災害対策本部に設置する部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害対策本部 設置時の部名</th> <th style="text-align: center;">部 長 名</th> <th style="text-align: center;">災害対策本部 設置時の部名</th> <th style="text-align: center;">部 長 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 部</td> <td style="text-align: center;">総 務 部 長</td> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 部</td> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総 合 政 策 部</td> <td style="text-align: center;">総 合 政 策 部 長</td> <td style="text-align: center;">土 木 部</td> <td style="text-align: center;">土 木 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 環 境 部</td> <td style="text-align: center;">安 全 環 境 部 長</td> <td style="text-align: center;">会 計 部</td> <td style="text-align: center;">会 計 管 理 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部 長</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">教 育 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産 業 労 働 部</td> <td style="text-align: center;">産 業 労 働 部 長</td> <td style="text-align: center;">警 察 部</td> <td style="text-align: center;">警 察 本 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 営 業 部</td> <td style="text-align: center;">観 光 営 業 部 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）設置の伝達 ア（略） イ（略） ウ 伝達系統 災害対策本部の設置に係る伝達系統図は別図3のとおりとする。</p> <p>別図2（本節第6（4）ケ関係） 福井県災害対策本部組織（概略）図</p>	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長	土 木 部	土 木 部 長	安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	教 育 部	教 育 長	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長	観 光 営 業 部	観 光 営 業 部 長			<p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～第3（略） 第4 福井県災害対策連絡室の設置 （3）組織および業務内容 ア（略） イ 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部副部長をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部副部長の職にある室次長の順序で、その職務を代理するものとする。 （以下、同内容15箇所につき修正）</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置 （4）組織、事務分掌等 ア（略） イ（略） ウ 災害対策本部員は、<del>政策幹</del>、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、<del>総合政策部新幹線・地域鉄道対策監</del>、安全環境部危機対策監、<del>国体推進局長</del>、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。（以降略） エ 災害対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。 別表2（本節第6（4）エ関係） 災害対策本部に設置する部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害対策本部 設置時の部名</th> <th style="text-align: center;">部 長 名</th> <th style="text-align: center;">災害対策本部 設置時の部名</th> <th style="text-align: center;">部 長 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 部</td> <td style="text-align: center;">総 務 部 長</td> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 部</td> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><del>地 域 戦 略 部</del></td> <td style="text-align: center;"><del>地 域 戦 略 部 長</del></td> <td style="text-align: center;">土 木 部</td> <td style="text-align: center;">土 木 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><del>交 流 文 化 部</del></td> <td style="text-align: center;"><del>交 流 文 化 部 長</del></td> <td style="text-align: center;">会 計 部</td> <td style="text-align: center;">会 計 管 理 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 環 境 部</td> <td style="text-align: center;">安 全 環 境 部 長</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">教 育 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">健 康 福 祉 部 長</td> <td style="text-align: center;">警 察 部</td> <td style="text-align: center;">警 察 本 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産 業 労 働 部</td> <td style="text-align: center;">産 業 労 働 部 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）設置の伝達 ア（略） イ（略） ウ 伝達系統 災害対策本部の設置に係る伝達系統図は別図3のとおりとする。</p> <p>別図2（本節第6（4）ケ関係） 福井県災害対策本部組織（概略）図</p>	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	<del>地 域 戦 略 部</del>	<del>地 域 戦 略 部 長</del>	土 木 部	土 木 部 長	<del>交 流 文 化 部</del>	<del>交 流 文 化 部 長</del>	会 計 部	会 計 管 理 者	安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	教 育 部	教 育 長	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長		
災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名																																																						
総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長																																																						
総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長	土 木 部	土 木 部 長																																																						
安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者																																																						
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	教 育 部	教 育 長																																																						
産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長																																																						
観 光 営 業 部	観 光 営 業 部 長																																																								
災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名																																																						
総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長																																																						
<del>地 域 戦 略 部</del>	<del>地 域 戦 略 部 長</del>	土 木 部	土 木 部 長																																																						
<del>交 流 文 化 部</del>	<del>交 流 文 化 部 長</del>	会 計 部	会 計 管 理 者																																																						
安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	教 育 部	教 育 長																																																						
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長																																																						
産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長																																																								

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行		改正案	
第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県 別表7 (本節第2(1)関係) 路線の区分		第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県 別表7 (本節第2(1)関係) 路線の区分	
最重点 除雪路線	区分の 目 安  県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各I. Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各I. Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。 県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。 バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。 病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。※以下の10病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院) 原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。※以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)	区分の 目 安  県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各I. Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各I. Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。 県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。 バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。 病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。※以下の11病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、 <u>敦賀医療センター</u> 、杉田玄白記念公立小浜病院) 原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。※以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)	
	除雪 目 標  異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	除雪 目 標  異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	
(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所 ア 除雪目標 除雪幅員は全車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保するものとする。 また、急勾配、路肩幅員が狭小な区間等を「除雪優先区間」に設定し、監視体制を強化する。		(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所 ア 除雪目標 除雪幅員は全車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保するものとする。 また、急勾配、路肩幅員が狭小な区間等を「 <u>予防的通行規制区間</u> 」に設定し、監視体制を強化する。	
オ 一時通行止め 異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ除雪優先区間等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。また、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報呼びかけ、交通の集中を回避するよう努めるものとする。		オ 一時通行止め 異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ <u>予防的通行規制区間</u> 等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。また、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報呼びかけ、交通の集中を回避するよう努めるものとする。	

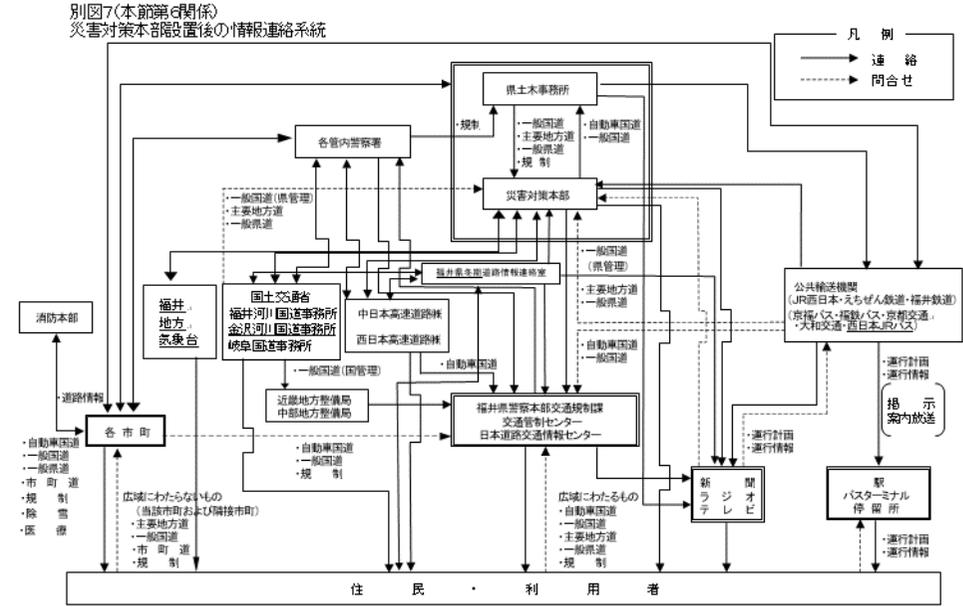
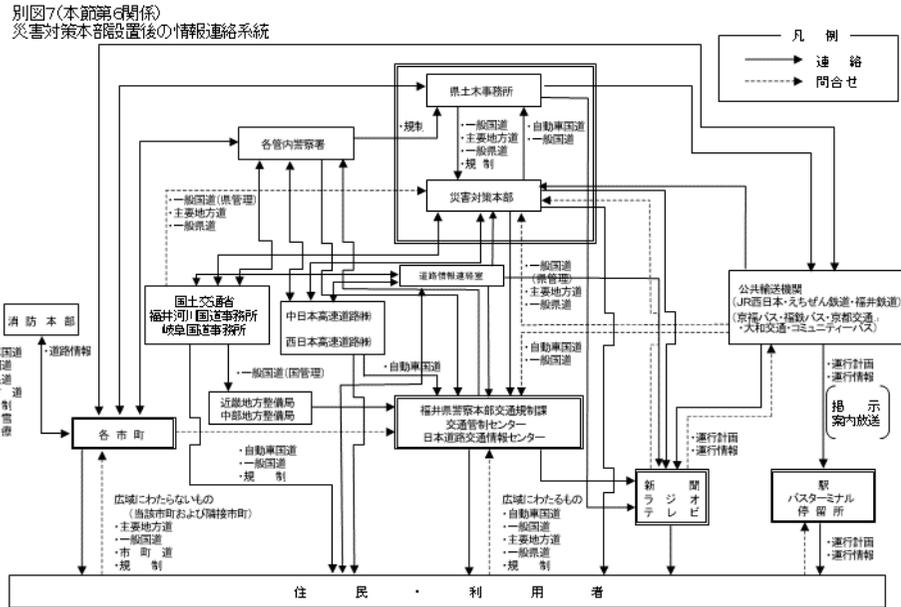
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現行

改正案

別図5～7

別図5～7



- ・広報課 を 広報広聴課 に修正
  - ・公共交通機関 中 コミュニティバスを 西日本JRバスに修正
  - ・道路情報連絡室 を 福井県冬期道路情報連絡室に修正
  - ・国土交通省 中 金沢河川国道事務所を追加
  - ・福井地方気象台を追加
- 上記修正を別図5～7において修正

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案								
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【関西電力(株)大飯発電所3，4号機、関西電力(株)高浜発電所3，4号機】</p>	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【関西電力(株)大飯発電所3，4号機、関西電力(株)高浜発電所3，4号機】</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒事態 (第1段階)</td> <td> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒事態 (第1段階)</td> <td> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、</u>または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、</u>または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>								
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、</u>または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>								

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	①・② (略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④・⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑭ (略)	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	①・② (略) ③ 全ての <b>非常用</b> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④・⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、 <u>または</u> 当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室 <b>および</b> 原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑭ (略)
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ②～④ (略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪～⑬ (略)	全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <b>全ての停止操作</b> により原子炉を停止することができないこと、 <u>または</u> 停止したことを確認することができないこと。 ②～④ (略) ⑤ 全ての <b>非常用</b> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 原子炉制御室 <b>および</b> 原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、 <u>または</u> 原子炉 <b>もしくは</b> 使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪～⑬ (略)

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】		2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② (略) ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑪ (略)	警戒事態 (第1段階)	① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u> 、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② (略) ③ 原子炉制御室および <u>原子炉制御室外操作盤室</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑪ (略)
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	①・② (略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。 ④・⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑬ (略)	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	①・② (略) ③ 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。 ④・⑤ (略) ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、 <u>または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと</u> 。 ⑦ 原子炉制御室および <u>原子炉制御室外操作盤室</u> の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧～⑬ (略)

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩～⑫</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 全ての<b>非常用</b>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ 原子炉制御室<b>および原子炉制御室外操作盤室</b>が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉<b>もしくは使用済燃料貯蔵槽</b>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行										
別表 1（本節第 4 関係）										
福井県の原子力事業所設置概要（平成 3 0 年 4 月 1 日現在）										
	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万 kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業（本格） 運転	
運 転	日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17	
	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1	
	関西電力(株)大飯発電所	3号機	おおい町大島	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18	
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2	
	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14	
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14	
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17	
		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5	
	小 計				8基	773.8				
	運 転 終 了	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
2号機			〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5	
小 計				2基	270.7					
建 設 準 備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8					
		4号機	〃	〃	153.8					
小 計				2基	307.6					
廃 止 措 置 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14	
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28	
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25	
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん			敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了
										国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉原型炉もんじゅ
小 計				5基	128.5					
合 計				17基	1,480.6					

BWR (Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉  
 PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉  
 ATR (Advanced Thermal Reactor) : 新型転換炉  
 FBR (Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉

(注) ① 着工年月は、工事計画認可の月とした。  
 ② 高速増殖炉原型炉もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。  
 ③ 高速増殖炉原型炉もんじゅは、平成7年12月8日に2次主冷却系ナトリウム漏えい事故が発生したため、本格運転開始の予定年月日を「未定」としている。

改定案										
別表 1（本節第 4 関係）										
福井県の原子力事業所設置概要（令和 2 年 3 月 1 日現在）										
	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万 kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業（本格） 運転	
運 転	日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17	
	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1	
	関西電力(株)大飯発電所	3号機	おおい町大島	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18	
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2	
	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14	
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14	
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17	
		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5	
	小 計				8基	773.8				
	建 設 準 備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8				
4号機			〃	〃	153.8					
小 計				2基	307.6					
廃 止 措 置 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14	
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28	
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25	
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん			おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
										2号機
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん			敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉原型炉もんじゅ										敦賀市白木
小 計				7基	399.2					
合 計				17基	1,480.6					

BWR (Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉  
 PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉  
 ATR (Advanced Thermal Reactor) : 新型転換炉  
 FBR (Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉

(注) ① 着工年月は、工事計画認可の月とした。  
 ② 高速増殖炉原型炉もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2章 原子力災害事前対策            第1節～第7節 (略)            第8節            第1～第2 (略)            第3 原子力災害医療資機材等の整備            (1)～(2)略            (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備            (エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>第9節 (略)            第10節            第1～第3 (略)            第4 関係機関との協定            (1)～(2)略            (3) 応援生活物資協定            ア 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」            イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設、賃貸住宅提供            一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」            公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」</p> <p>(5) (略)            (6) その他            一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」            中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策            第1節～第7節 (略)            第8節            第1～第2 (略)            第3 原子力災害医療資機材等の整備            (1)～(2)略            (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備            (エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>第9節 (略)            第10節            第1～第3 (略)            第4 関係機関との協定            (1)～(2)略            (3) 応援生活物資協定            ア 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」            イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」  <u>ウ 福井県テントシート工業組合と締結している「災害時等における物資の調達等に関する協定」</u></p> <p>(4) 応急仮設住宅建設、賃貸住宅提供            一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」            公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」  <u>一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定」</u></p> <p>(5) (略)            (6) その他            一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」            中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」            一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」</p> <p>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定」</p> <p>全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定」</p> <p>福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」</p> <p>福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定」</p> <p>公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定」</p> <p>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</p> <p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p>	<p>および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」</p> <p>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定」</p> <p>全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定」</p> <p>福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」</p> <p>福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定」</p> <p>公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定」</p> <p>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</p> <p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p> <p><b>福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防用水等の確保に関する協定」</b></p>